

○環境省令第十三号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、土壤汚染対策法施行規則及び土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年七月八日

環境大臣 江田 五月

土壤汚染対策法施行規則及び土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令

（土壤汚染対策法施行規則の一部改正）

第一条 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第三号中「法第六条第一項第一号の環境省令で定める基準」を「第三十一条第一項の基準（以下「土壤溶出量基準」という。）又は同条第二項の基準（以下「土壤含有量基準」という。）」に改める。

第三条第二項及び第三項中「当該調査対象地」を「調査対象地」に、「法第六条第一項第一号の環境省令で定める基準」を「土壤溶出量基準又は土壤含有量基準」に改め、同条第五項中「当該調査対象地」を

「調査対象地」に改め、同条第六項中「法第六条第一項第一号の環境省令で定める基準」を「土壌溶出量基準又は土壌含有量基準」に改め、同項第一号中「第三十一条第一項の基準（以下「土壌溶出量基準」という。）又は同条第二項の基準（以下「土壌含有量基準」という。）」を「土壌溶出量基準又は土壌含有量基準」に改める。

第四条第二項中「当該調査対象地」を「調査対象地」に改め、同条第三項第二号イ(1)中「調査対象地を」を「第一項の規定により調査対象地を」に、「調査対象地のそれぞれ」を「それぞれ」に改め、同号口中「第一種特定有害物質以外の特定有害物質の種類」を「令第一条第一号、第二号、第四号、第十二号、第十三号、第十九号から第二十一号まで若しくは第二十三号に掲げる特定有害物質の種類（以下「第二種特定有害物質」という。）又は第一種特定有害物質及び第二種特定有害物質以外の特定有害物質の種類（以下「第三種特定有害物質」という。）」に改める。

第六条第一項第二号中「令第一条第一号、第二号、第四号、第十二号、第十三号、第十九号から第二十一号まで又は第二十三号に掲げる特定有害物質の種類（以下「第二種特定有害物質」という。）」を「第二種特定有害物質」に改め、同項第三号中「前二号に掲げる特定有害物質の種類以外の特定有害物質の種

類（以下「第三種特定有害物質」という。）を「第三種特定有害物質」に改め、同条第三項第二号中「同号の規定により」を削り、同条第四項第二号中「規定により」の下に「採取され、又は」を加える。

第八条第二項第一号口中「土壌（」の下に「当該汚染のおそれが生じた場所の位置が地表と同一の位置にある場合又は」を加える。

第九条第一項第二号中「別表第四」を「別表第二」に改める。

第十条第一項各号列記以外の部分中「当該調査対象地」を「調査対象地」に改め、同項第一号イ中「当該調査対象地」を「調査対象地」に、「最も浅い位置にあるものの」を「地下水基準に適合しないおそれが多いと認められる地下水を含むものの当該」に改め、同号口中「当該調査対象地において基準不適合土壌が存在することが明らかである部分における任意の地点」を「この号イの測定において当該地下水から検出された試料採取等対象物質が地下水基準に適合しないものであるときは、当該地点」に、「行い、採取されたそれぞれの土壌に水を加えた検液に溶出する調査対象物質の量を、第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により測定すること」を「行うこと」に改め、同号ロ(1)中「第八条第二項第一号の土壌」を「次に掲げる土壌」に改め、同号ロ(1)に次のように加える。

(イ) 汚染のおそれが生じた場所の位置の土壌（当該汚染のおそれが生じた場所の位置が地表と同一の位置にある場合又は当該汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかでない場合にあつては、表層の土壌）

(ロ) 汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ五十センチメートルの土壌（当該汚染のおそれが生じた場所の位置が地表と同一の位置にある場合又は当該汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかでない場合にあつては、地表から深さ五十センチメートルの土壌）

(ハ) 深さ一メートルから地下水基準に適合しない地下水を含む帯水層の底面までの一メートルごとの土壌（地表から汚染のおそれが生じた場所の位置の深さまでの土壌を除く。）

(ニ) 地下水基準に適合しない地下水を含む帯水層の底面の土壌

第十条第一項第一号ロ(2)中「(イ)にあつては、地表から深さ十メートルまでにある土壌に限る。」を削り、同号ロ(2)ロ中「十メートルまで」を「地下水基準に適合しない地下水を含む帯水層の底面まで」に改め、「及び地表から深さ十メートル以内に帯水層の底面がある場合における当該底面より深い位置にある土壌」を削り、同号ロ(2)ハを次のように改める。

(ハ) 地下水基準に適合しない地下水を含む帯水層の底面の土壌

第十条第一項第一号に次のように加える。

ハ この号ロ（同号ロ(2)(イ)括弧書に係る部分に限る。）の規定により土壌を採取した場合にあっては、採取された表層の土壌及び深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壌を、同じ重量混合すること。

ニ この号ロ及びハの規定により採取され、又は混合されたそれぞれの土壌に水を加えた検液に溶出する試料採取等対象物質の量を、第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により測定すること。

第十条第一項第二号イ中「当該調査対象地」を「調査対象地」に、「最も浅い位置にあるものの」を「地下水基準に適合しないおそれが多いと認められる地下水を含むものの当該」に改め、同号ロ中「の土壌の採取を行い、採取された」を「及びハの規定により採取され、又は混合された」に改め、同条第二項各号列記以外の部分中「前項第一号ロ」を「前項第一号ニ」に、「当該調査対象地」を「調査対象地」に改め、同項第二号中「の土壌の採取を行い、採取された」を「及びハの規定により採取され、又は混合された」に、「当該試料採取等対象物質」を「試料採取等対象物質」に改め、同条の次に次の二条を加える。

の規定により調査対象地を区画する線であつて起点を通るもの及びこれらと平行して九百メートル間隔で引いた線により分割されたそれぞれの部分（以下「九百メートル格子」という。）のうち一の九百メートル格子内に試料採取等の対象とされた当該二つの単位区画が含まれない場合にあつては、調査対象地を含む九百メートル格子ごとに、当該九百メートル格子の最も離れた二つの単位区画を含む三十メートル格子の中心を含む単位区画（当該三十メートル格子の中心が調査対象地の区域内にない場合にあつては、当該三十メートル格子内にある単位区画のうちいずれか一区画）について、試料採取等の対象とすること。

二 調査実施者は、前号の規定により試料採取等の対象とされた単位区画の中心において、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める土壤の採取を行うこと。

イ 当該単位区画の中心において基準不適合土壤が存在するおそれが多いと認められる地層の位置が明らかでない場合 次に掲げる土壤

- (1) 表層の土壤及び深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壤
- (2) 深さ一メートルから十メートルまでの一メートルごとの土壤

ロ 当該単位区画の中心において基準不適合土壤が存在するおそれが多いと認められる地層の位置が明らかである場合 この号イの土壤のうち当該地層内にある土壤（この号イの土壤が当該地層内にない場合にあつては、当該地層内の任意の位置の土壤）

三 前号（同号イ(1)に係る部分に限る。）の規定により土壤を採取した場合にあつては、採取された表層の土壤及び深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壤を、同じ重量混合すること。

四 前二号の規定により採取され、又は混合されたそれぞれの土壤に水を加えた検液に溶出する試料採取等対象物質の量にあつては第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により、当該土壤に含まれる試料採取等対象物質の量にあつては同条第四項二号の環境大臣が定める方法により、それぞれ測定すること。

2 調査対象地内に土壤の第二種特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないことが明らかである土地を含む単位区画がある場合には、前項の規定にかかわらず、当該単位区画に係る試料採取等の結果をもつて、同項の規定による試料採取等の結果の全部又は一部としなければならぬ。

3 第一項第四号の測定又は前項の試料採取等において当該測定又は試料採取等に係る土壤の特定有害物

質による汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないものであるときは、調査対象地（第一項第一号ただし書に規定する場合にあつては、当該九百メートル格子内の調査対象地。以下この項及び第十四条の二第二項において同じ。）の区域（次に掲げる単位区画の区域を除く。）を当該試料採取等対象物質について土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

一 第一項第四号の測定又は前項の試料採取等において当該測定又は試料採取等に係るいずれかの単位区画（第一項第一号ただし書に規定する場合にあつては、九百メートル格子ごとのいずれかの単位区画。第十四条の二第一項第一号において同じ。）の区域内の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態がすべて土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合するものであつた場合における当該単位区画を含む三十メートル格子内にあるすべての単位区画

二 三十メートル格子の中心を含む単位区画（当該三十メートル格子の中心が調査対象地内でない場合にあつては、当該三十メートル格子内にある単位区画のうちいずれか一区画）の中心において第一項第二号から第四号までの規定により第二種特定有害物質に係る試料採取等を行った結果、同号の測定

に係る土壌の特定有害物質による汚染状態がすべて土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合するものである場合における当該単位区画を含む三十メートル格子内にあるすべての単位区画

- 4 第一項第二号又は前項第二号の単位区画の中心の傾斜が著しいことその他の理由により、当該単位区画の中心において第一項第二号の土壌の採取を行うことが困難であると認められる場合には、同号の規定にかかわらず、当該単位区画における任意の地点において行う同号の土壌の採取をもつて、同号に規定する土壌の採取に代えることができる。

（公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成された土地における土壌汚染状況調査に係る特例）

第十条の三 調査実施者は、第三条第一項及び第二項の規定により、調査対象地が公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成された土地であり、かつ、調査対象地の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が専ら当該造成時の水面埋立て用材料に由来するおそれがあると認められるときは、第四条第三項及び第六条から第八条までの規定にかかわらず、これらの規定による試料採取等を行う区画の選定等に代えて、次に定めるところにより、試料採取等を行う

区画の選定等を行わなければならない。

一 調査実施者は、調査対象地の区域を、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める単位区画について、試料採取等の対象とすること。

イ 試料採取等対象物質が第一種特定有害物質である場合 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める単位区画

(1) 三十メートル格子の中心が調査対象地の区域内にある場合 当該三十メートル格子の中心を含む単位区画

(2) 三十メートル格子の中心が調査対象地の区域内にない場合 当該三十メートル格子内にある単位区画のうちいずれか一区画

ロ 試料採取等対象物質が第二種特定有害物質又は第三種特定有害物質である場合 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める単位区画

(1) 三十メートル格子内にある単位区画の数が六以上である場合 当該三十メートル格子内にある単位区画のうちいずれか五区画

- (2) 三十メートル格子内にある単位区画の数が五以下である場合 当該三十メートル格子内にあるすべての単位区画

二 調査実施者は、前号の規定により試料採取等の対象とされた単位区画の中心において次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める土壤の採取を行うこと。

イ 前号イに該当する場合 次に掲げる土壤

- (1) 表層の土壤

(2) 深さ一メートルから十メートルまでの一メートルごとの土壤（地表から深さ十メートル以内に帯水層の底面がある場合における当該底面より深い位置にある土壤を除く。）

(3) 帯水層の底面の土壤（地表から深さ十メートル以内に帯水層の底面がある場合に限る。）

ロ 前号ロに該当する場合 次に掲げる土壤

- (1) 表層の土壤及び深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壤

(2) 深さ一メートルから十メートルまでの一メートルごとの土壤（地表から深さ十メートル以内に

帯水層の底面がある場合における当該底面より深い位置にある土壤を除く。）

(3) 帯水層の底面の土壌（地表から深さ十メートル以内に帯水層の底面がある場合に限る。）

三 前号（同号ロ(1)に係る部分に限る。）の規定により土壌を採取した場合にあつては、採取された表層の土壌及び深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壌を、同じ重量混合すること。

四 第一号（同号ロに係る部分に限る。）の規定により三十メートル格子内にある二以上の単位区画が試料採取等の対象とされた単位区画である場合にあつては、当該二以上の単位区画に係る第二号ロの規定により採取された土壌（前号に規定する場合には、同号の規定により混合された土壌）を第二号ロに掲げる土壌ごとに、それぞれ同じ重量混合すること。

五 前三号の規定により採取され、又は混合されたそれぞれの土壌に水を加えた検液に溶出する試料採取等対象物質の量にあつては第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により、当該土壌に含まれる試料採取等対象物質の量にあつては同条第四項第二号の環境大臣が定める方法により、それぞれ測定すること。

2 前項第五号の測定において当該測定に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が第九条第二項各号のいずれかに該当するときは、当該試料採取等の対象とされた単位区画を含む当該三十メートル格子内に

あるすべての単位区画の区域を、当該試料採取等対象物質について当該各号に定める基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

3 第一項第二号の単位区画の中心の傾斜が著しいことその他の理由により、当該単位区画の中心において同号の土壌の採取を行うことが困難であると認められる場合には、同号の規定にかかわらず、当該単位区画における任意の地点において行う同号の土壌の採取をもって、同号に規定する土壌の採取に代えることができる。

第十一条第二項中「試料採取等対象物質（）」を「当該試料採取等対象物質（）」に、「に適合せず、かつ、当該試料採取等対象物質に第二種特定有害物質が含まれる場合における当該第二種特定有害物質について土壌含有量基準」を「及び土壌含有量基準」に改める。

第十二条第一項中「第五条」を削り、「及び試料採取等（次条において「試料採取等を行う区画の選定等」という。）を「等」に改め、同条第三項中「第一種特定有害物質による汚染状態が次の」を「特定有害物質による汚染状態が次の」に改め、「（前項において準用する第八条第二項第二号の測定において当該測定に係る土壌の第一種特定有害物質による汚染状態がすべて土壌溶出量基準に適合するものであ

った単位区画を除く。」を削る。

第十三条第一項中「第五条」を「第六条」に改め、同条第二項中「試料採取等対象物質」を「当該試料採取等対象物質」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十三条の二 調査実施者は、第三条第一項の規定により把握した情報により、調査対象地が公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成された土地であり、かつ、調査対象地が当該造成時の水面埋立て用材料に含まれる特定有害物質によって汚染されているおそれがあると認められるときは、第十条の三第一項の規定にかかわらず、同項の規定による試料採取等を行う区画の選定等を行わないことができる。

2 前項の規定により試料採取等を行う区画の選定等を行わなかったときは、調査対象地の区域を、当該試料採取等対象物質について第二溶出量基準（調査対象地が昭和五十二年三月十五日以降に公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成が開始された土地（廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物をいう。）が埋め立てられている場所を除く。）であり、かつ、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が専ら当

該造成時の水面埋立て用材料に由来すると認められるものにあつては、土壤溶出量基準）及び土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

第十四条第二項各号列記以外の部分中「又は」を「及び」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十四条の二 調査実施者は、第十条の二第一項又は第十条の三第一項の規定による試料採取等の結果が次に掲げるものに該当するときは、これらの規定にかかわらず、当該試料採取等対象物質についてこれらの規定によるその他の試料採取等を行わないことができる。

一 第十条の二第一項第四号の測定又は同条第二項の試料採取等において当該測定又は試料採取等に係るいずれかの単位区画の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合するものであること。

二 第十条の三第一項第五号の測定において当該測定に係る土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないものであること。

2 前項の規定により試料採取等を行わなかったときは、調査対象地の区域（次に掲げる単位区画の区域を除く。）を、当該試料採取等対象物質について土壤溶出量基準（第十三条の二第二項括弧書に規定す

る土地以外の土地において第十条の三第一項第五号の測定を行った場合にあっては、第二溶出量基準）及び土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

一 第十条の二第一項第四号の測定又は同条第二項の試料採取等において当該測定又は試料採取等に係るいずれかの単位区画の土壌の特定有害物質による汚染状態がすべて土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合するものであつた場合における当該単位区画を含む三十メートル格子内にあるすべての単位区画

二 第十条の三第一項第五号の測定において当該測定に係る土壌の特定有害物質による汚染状態がすべて土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合するものであつた場合における当該単位区画を含む三十メートル格子内にあるすべての単位区画

第十五条中「第十条」の下に「又は第十条の二第一項若しくは第十条の三第一項」を加える。

第十六条第二項第一号中「、又は当該工場又は」を「又は当該工場若しくは」に改める。

第二十六条第一号及び第五号中「法第六条第一項第一号の環境省令で定める基準」を「土壌溶出量基準又は土壌含有量基準」に改める。

第三十一条第一項中「別表第二」を「別表第三」に改め、同条第二項中「別表第三」を「別表第四」に改める。

第三十四条第一項第一号中「(昭和四十五年法律第百三十七号)」を削る。

第四十七条中「種類」の下に「並びに第五十八条第四項第九号から第十一号までに該当するものにあつてはその旨」を加える。

第五十条第一項を次のように改める。

法第十二条第一項第一号の環境省令で定めるものは、次に掲げる行為とする。

一 次のいずれにも該当しない行為

イ 汚染の除去等の措置を講ずるために設けられた構造物に変更を加えること。

ロ 土地の形質の変更であつて、その対象となる土地の面積の合計が十平方メートル以上であり、かつ、その深さが五十センチメートル以上（地表から一定の深さまでに帯水層（その中にある地下水が飲用に適さないものとして第四十三条第一号ロの環境大臣が定める要件に該当するものを除く。

ハにおいて同じ。）がない旨の都道府県知事の確認を受けた場合にあつては、当該一定の深さより

一メートル浅い深さ以上)であること。

ハ 土地の形質の変更であつて、その深さが三メートル以上(口の都道府県知事の確認を受けた場合にあっては、当該一定の深さより一メートル浅い深さ以上)であること。

二 土地の形質の変更であつて、その施行方法が第四十三条第二号の環境大臣が定める基準に適合する旨の都道府県知事の確認を受けたもの

第五十条第二項中「前項において準用する第四十三条第一号ロ」を「前項第一号ロ」に、「第四十四条第一項第二号及び第三号、第二項第二号並びに第五項」を「同条第一項第二号及び第三号並びに第二項第二号中「要措置区域」とあるのは「形質変更時要届出区域」と、同条第三項から第五項までの規定中「前条第一号ロ」とあるのは「前項第一号ロ」と、同条第五項」に改め、同条第四項中「第一項において準用する第四十三条第三号」を「第一項第二号」に、「形質変更時要届出区域」を「形質変更時要届出区域」と、第二項中「同条第三号」とあるのは「第一項第二号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第一項の規定において準用する第四十三条第一号ロ」を「第一項第一号ロ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第一項において準用する第四十三条第一号ロ」を「第

一項第一号ロ」に改め、同項を同条第五項とする。

第五十三条第二号に次のただし書を加える。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

イ 第五十八条第四項第九号又は第十号に該当する区域内における土地の形質の変更である場合

ロ 第五十八条第四項第十一号に該当する区域内における土地の形質の変更であつて、その施行方法が環境大臣が定める基準に適合するものである場合

第五十八条第四項第五号中「又は第十四条第一項」を「、第十三条の二第一項、第十四条第一項又は第十四条の二第一項」に改め、同項第九号を同項第十二号とし、同項第八号の次に次の三号を加える。

九 形質変更時要届出区域であつて当該形質変更時要届出区域内の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来すると認められるもの（当該土地の土壤の第二種特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合せず、かつ、第二溶出量基準に適合するものに限る。）にあつては、その旨

十 形質変更時要届出区域であつて第十三条の二第二項括弧書に規定する土地（当該土地の土壤の特定

有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合せず、かつ、第二溶出量基準に適合するものに限る。)のものにあつては、その旨

十一 次に掲げる土地の形質変更時要届出区域であつて公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成された土地のものにあつては、その旨

イ 工業専用地域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号に規定する地域をいう。以下この号において同じ。）内にある土地

ロ イに掲げる土地以外の土地であつて当該土地又はその周辺の土地にある地下水の利用状況その他の状況が工業専用地域内にある土地と同等以上に将来にわたり第三十条の要件に該当しないと認められるもの

第五十九条第一項第一号中「以下」を「次項並びに次条第一項第四号及び第二項第一号において」に改め、同条第二項第三号中「前号の」を「前三号の」に、「された」を「され、又は混合された」に、「及び同号ト」を「及び第五号ト」に、「前号ト」を「第五号ト」に改め、同号を同項第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九 第四号（同号口に係る部分に限る。）の規定により試料採取等の対象とされた掘削対象単位区画に係る前号の測定において、当該測定に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しなかつたときは、当該試料採取等の対象とされた掘削対象単位区画を含む掘削対象三十メートル格子内にある掘削前調査一部対象単位区画において、第五号、第六号及び前号の規定により採取され、又は混合されたそれぞれの土壌に水を加えた検液に溶出する特定有害物質の量にあつては第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により、当該土壌に含まれる第二種特定有害物質の量にあつては同条第四項第二号の環境大臣が定める方法により、それぞれ測定することができること。

第五十九条第二項第二号中「区分された区画」を「試料採取等の対象とされた掘削対象単位区画」に、「当該区画」を「当該掘削対象単位区画」に改め、同号に次のように加える。

チ 基準不適合土壌が存在するおそれが多いと認められる地層の位置が明らかである場合であつて、当該地層の厚さが一メートル未満である場合にあつては、当該地層内の任意の位置の土壌（掘削の対象となる部分の深さの範囲内に当該地層がある場合に限る。）

第五十九条第二項第二号を同項第五号とし、同号の次に次の二号を加える。

六 前号イ及びロの規定により採取された表層の土壌及び深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壌を、同じ重量混合すること。

七 第四号（同号ロ(2)に係る部分に限る。）の規定により掘削対象三十メートル格子内にある二以上の掘削対象単位区画が試料採取等の対象とされた掘削対象単位区画である場合にあっては、当該二以上の掘削対象単位区画に係る第五号の規定により採取された土壌（前号に規定する場合には、同号の規定により混合された土壌）を第五号イからチまでに掲げる土壌ごとに、それぞれ同じ重量混合すること。

第五十九条第二項第一号中「土壌の掘削の対象となる土地の区域（以下この号において「掘削対象地」という。）を「掘削対象地」に、「区分」を「区画」に改め、同号を同項第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 前号の規定により区画された掘削対象地（以下「掘削対象単位区画」という。）について、次に定めるところにより、試料採取等の対象とすること。

イ 第二号ハに掲げる土地（掘削対象地を含む要措置区域等の指定に係る特定有害物質の種類以外の特定有害物質の種類により分類された土地を除く。）を含む掘削対象単位区画

ロ 第二号ロ又はハに掲げる土地のうち掘削対象地を含む要措置区域等の指定に係る特定有害物質の種類以外の特定有害物質の種類により分類されたものを含む掘削対象単位区画（イに掲げる掘削対象単位区画を除く。以下「掘削前調査一部対象単位区画」という。）がある場合において、次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める掘削対象単位区画

- (1) 第一種特定有害物質に係る試料採取等を行う場合 前号の規定により掘削対象地を区画する線であつて起点を通るもの及びこれらと平行して三十メートル間隔で引いた線により分割されたそれぞれの部分（以下この条において「掘削対象三十メートル格子」という。）にある掘削前調査一部対象単位区画のうちいずれか一区画（当該掘削対象三十メートル格子の中心を含む掘削前調査一部対象単位区画がある場合にあつては、当該掘削前調査一部対象単位区画）

- (2) 第二種特定有害物質又は第三種特定有害物質に係る試料採取等を行う場合 次の(イ)又は(ロ)に掲げる場合の区分に応じ、当該(イ)又は(ロ)に定める掘削対象単位区画

(イ) 掘削対象三十メートル格子内にある掘削前調査一部対象単位区画の数が六以上である場合

当該掘削対象三十メートル格子内にある掘削前調査一部対象単位区画のうちいずれか五区画

(ロ) 掘削対象三十メートル格子内にある掘削前調査一部対象単位区画の数が五以下である場合

当該掘削対象三十メートル格子内にあるすべての掘削前調査一部対象単位区画

第五十九条第二項第三号の前に次の二号を加える。

一 土壤の掘削の対象となる土地の区域（以下「掘削対象地」という。）について、その利用の状況、特定有害物質の製造、使用又は処理の状況、土壤又は地下水の特定有害物質による汚染の概況その他の掘削対象地における土壤の特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報を把握すること。

二 前号の規定により把握した情報により、掘削対象地を特定有害物質の種類（同号の規定により把握した情報により、掘削対象地において土壤の第三種特定有害物質（令第一条第二十四号に掲げる特定有害物質の種類を除く。以下この条において同じ。）による汚染状態が土壤溶出量基準に適合していないおそれがないと認められる場合における当該第三種特定有害物質を除く。）ごとに次に掲げる区

分に分類すること。

イ 掘削対象地が浄化等済土壤（汚染土壤処理業に関する省令（平成二十一年環境省令第十号）第五条第十七号イに規定する浄化等済土壤をいう。）又は法第十六条第一項の規定による都道府県知事の認定を受けた土壤により埋め戻された場所である旨の情報その他の情報により、基準不適合土壤が存在するおそれがないと認められる土地

ロ 掘削対象地が基準不適合土壤以外の土壤（イの土壤を除く。）により埋め戻された場所である旨の情報その他の情報により、基準不適合土壤が存在するおそれが少ないと認められる土地

ハ イ及びロに掲げる土地以外の土地

第五十九条第三項第五号中「前号」を「前三号」に、「混合された土壤」を「採取され、又は混合されたそれぞれの土壤（第一種特定有害物に係る測定を行う場合にあつては、第五号の規定により採取された五点の土壤のうち任意の一点の土壤）」に、「第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質」を「特定有害物質」に改め、同号を同項第八号とし、同項第四号中「第二号」を「前号」に、「五地点」を「五地点」に改め、同号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 第四号（同号ロ(2)に係る部分に限る。）の規定により掘削対象三十メートル格子内にあつた同じ深さのロットのうち二以上の一部対象ロットが試料採取等の対象とされた一部対象ロットである場合にあっては、当該二以上の一部対象ロットに係る前号の規定により混合された土壌をそれぞれ同じ重量混合すること。

第五十九条第三項第三号を削り、同項第二号中「前号の規定により区分された土壌のすべてについて、当該土壌の任意の五地点」を「前号の規定により試料採取等の対象とされたロットの中心部分（当該ロットにおいて基準不適合土壌が存在するおそれが多いと認められる部分がある場合にあっては、当該部分）において掘削直後に、任意の五点」に改め、同号を同項第五号とし、同項第一号中「掘削した土壌を」を「前号の規定により掘削した土壌が混合するおそれのないように」に改め、「ごと」の下に「（掘削対象地を含む要措置区域等に係る土壌汚染状況調査において第四条第二項の規定に基づき隣接する単位区画を一の単位区画とした場合）にあっては、百三十立方メートル以下ごと」を加え、同号を同項第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 前号の規定により区分されたそれぞれの土壌（以下「ロット」という。）について、次に掲げるところにより、試料採取等の対象とすること。

イ 前項第二号ハに掲げる土地（掘削対象地を含む要措置区域等の指定に係る特定有害物質の種類以外の特定有害物質の種類により分類された土地を除く。）の土壌を含むロット

ロ 前項第二号ロ又はハに掲げる土地のうち掘削対象地を含む要措置区域等の指定に係る特定有害物質の種類以外の特定有害物質の種類により分類されたものの土壌を含むロット（イに掲げるロットを除く。以下「一部対象ロット」という。）がある場合において、次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定めるロット

(1) 第一種特定有害物質に係る試料採取等を行う場合 掘削対象三十メートル格子内にあつた同じ深さの一部対象ロットのうちいずれか一の一部対象ロット

(2) 第二種特定有害物質又は第三種特定有害物質に係る試料採取等を行う場合 次の(イ)又は(ロ)に掲げる場合の区分に応じ、当該(イ)又は(ロ)に定める一部対象ロット

(イ) 掘削対象三十メートル格子内にあつた同じ深さの一部対象ロットの数が六以上である場合

当該掘削対象三十メートル格子内にあつた同じ深さの一部対象ロットのうちいずれか五の一部対象ロット

(ロ) 掘削対象三十メートル格子内にあつた同じ深さの一部対象ロットの数が五以下である場合

当該掘削対象三十メートル格子内にあつた同じ深さのすべての一部対象ロット

第五十九条第三項第三号の前に次の二号を加える。

一 前項第一号及び第二号に定めるところにより、掘削対象地における土壌の特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報を把握し、当該掘削対象地を特定有害物質の種類ごとに同号イからハまでに掲げる区分に分類すること。

二 掘削対象地を、前項第三号に定める方法により区画し、掘削対象単位区画において土壌の掘削の対象となる部分の深さまで一メートルごとの土壌を掘削すること。

第六十条第二項第一号中「前条第二項第二号の規定に基づき採取された」を「前条第二項第五号から第七号までの規定により採取され、又は混合された」に、「同項第三号」を「同項第八号又は第九号」に、「前条第二項第二号の区画内」を「同項第四号の掘削対象単位区画内」に、「場合における当該二以上」

を「場合における当該位置を含む連続する二」に改め、同項第二号中「前条第三項第三号及び第六号」を「前条第三項第八号」に、「これら」を「同号」に、「同項第一号の百立方メートル以下ごとに区分された土壌」を「ロット」に改める。

第六十一条第二項第六号を同項第七号とし、同項第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 土壌の特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合しない土地とみなされた要措置区域等において、ボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により搬出しようとする土壌が第二溶出量基準に適合することが明らかとなった場合にあつては、土壌の採取を行った地点及び日時、当該土壌の分析の結果、当該分析を行った計量法第一百七条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項

第六十二条第四号中「所有者」を「使用者」に改める。

別表第一中「第六条第一項」を「第七条第一項」に、「メチルジメント」を「メチルジメトン」に改め、別表第四を削り、別表第三中「第十八条第二項」を「第三十一条第二項」に改め、同表を別表第四とし

、別表第二中「第十八条第一項」を「第三十一条第一項」に改め、同表を別表第三とし、別表第一の次に次の一表を加える。

別表第二 (第九条第一項第二号関係)

特定有害物質の種類	第二溶出量基準
カドミウム及びその化合物	検液一リットルにつきカドミウム〇・三ミリグラム以下であること。
六価クロム化合物	検液一リットルにつき六価クロム一・五ミリグラム以下であること。
シマジン	検液一リットルにつき〇・〇三ミリグラム以下であること。
シアン化合物	検液一リットルにつきシアン一ミリグラム以下であること。
チオベンカルブ	検液一リットルにつき〇・二ミリグラム以下であること。
四塩化炭素	検液一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下であること。
一・二―ジクロロエタン	検液一リットルにつき〇・〇四ミリグラム以下であること。
一・一―ジクロロエチレン	検液一リットルにつき〇・二ミリグラム以下であること。
シス―一・二―ジクロロエチレン	検液一リットルにつき〇・四ミリグラム以下であること。
一・三―ジクロロプロペン	検液一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下であること。
ジクロロメタン	検液一リットルにつき〇・二ミリグラム以下であること。

水銀及びその化合物	検液一リットルにつき水銀〇・〇〇五ミリグラム以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	検液一リットルにつきセレン〇・三ミリグラム以下であること。
テトラクロロエチレン	検液一リットルにつき〇・一ミリグラム以下であること。
チウラム	検液一リットルにつき〇・〇六ミリグラム以下であること。
一・一・一トリクロロエタン	検液一リットルにつき三ミリグラム以下であること。
一・一・二トリクロロエタン	検液一リットルにつき〇・〇六ミリグラム以下であること。
トリクロロエチレン	検液一リットルにつき〇・三ミリグラム以下であること。
鉛及びその化合物	検液一リットルにつき鉛〇・三ミリグラム以下であること。
砒 ^ひ 素及びその化合物	検液一リットルにつき砒 ^ひ 素〇・三ミリグラム以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液一リットルにつきふっ素二十四ミリグラム以下であること。
ベンゼン	検液一リットルにつき〇・一ミリグラム以下であること。
ほう素及びその化合物	検液一リットルにつきほう素三十ミリグラム以下であること。

ポリ塩化ビフェニル	検液一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下であること。
有機りん化合物	検液一リットルにつき一ミリグラム以下であること。

別表第五の一の項中「九の項」を「六の項」に改める。

様式第一中「法第6条第1項第1号の環境省令で定める基準」を「土壌溶出量基準又は土壌含有量基準」に改める。

様式第八中「及び第五十条第三項」及び「(第50条第3項において準用する場合を含む。)」を削る。

様式第九中「第五十条第四項」を「第五十条第三項」とし「第50条第4項」を「第50条第3項」に改める。

様式第十四の汚染の除去等の措置が講じられた形質変更時要届出区域にあつては、その旨及び当該汚染の除去等の措置の項の次に次のように加える。

第58条第4項第9号から第11号まで に該当する区域にあつては、その旨	
--	--

(土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)

第二条 土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令(平成二十二年環境省令第一号)の一部を次のように改正する。

附則第二条を削り、附則第一条の見出し及び条名を削る。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。